

東日本大震災（原子力災害）への地方税制上の対応について（詳細版）

平成23年7月15日
総務省

東日本大震災への地方税制上の対応については、地震・津波対策として「地方税法の一部を改正する法律」が4月27日に公布施行されたところですが、不動産・自動車関係税に関しては、資産の滅失・損壊等を要件としているため、原子力災害による避難区域等において滅失・損壊等に至っていない資産については、地震・津波対策で講じた特例措置の対象となっていない状況にあります。

今般、原子力災害の特性を考慮しつつ、地震・津波対策において講じた不動産・自動車関係税に係る措置を念頭に、東日本大震災の原子力災害に対処するため、以下の措置を講ずることとします。

I 避難区域内等の資産について特例を講ずるもの

1. 固定資産税・都市計画税

(1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力災害に関して原子力災害対策特別措置法の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が平成24年3月31日までに市町村長又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示等の対象となった区域のうち、市町村長が、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、固定資産税及び都市計画税を課することが公益上その他の事由により不相当と認める区域として指定し、公示（公示後、遅滞なく総務大臣に届け出るものとします。）した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成23年1月1日に所在した家屋について、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税を免除する措置を講じます。

- ① 警戒区域の設定を行うことの指示（以下「警戒区域設定指示」といいます。）
- ② 住民に対して避難又は屋内退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示
- ③ 住民に対して緊急時における避難の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

2. 自動車税

(1) 永久抹消登録等がなされた警戒区域内自動車に係る特例
警戒区域設定指示の対象区域（以下「警戒区域設定指示区域」といいます。）

内の自動車の対象区域内用途廃止等自動車[※]に該当することとなった場合には、当該警戒区域設定指示区域内の自動車は、警戒区域設定指示が行われた日（平成23年4月21日に警戒区域設定指示区域であって同年3月12日において避難指示の対象区域であった区域については、平成23年3月11日。以下同じとします。）以後、自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなすこととします。
※ IIの3.自動車取得税に係る特例における「対象区域内用途廃止等自動車」を指します。

3. 軽自動車税

(1) 自動車検査証の返納等がなされた警戒区域内軽自動車等に係る特例

警戒区域設定指示区域内の軽自動車等が対象区域内用途廃止等自動車^{※1}、対象区域内用途廃止等二輪自動車等^{※2}又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車^{※2}に該当することとなった場合には、当該警戒区域設定指示区域内の軽自動車等は、警戒区域設定指示が行われた日以後、軽自動車税の課税客体である軽自動車等でなかったものとみなすこととします。

※1 IIの3.自動車取得税に係る特例における「対象区域内用途廃止等自動車」を指します。

※2 IIの5.軽自動車税に係る特例における「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」、「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」を指します。

II 警戒区域内の資産の代替資産について特例を講ずるもの

1. 固定資産税・都市計画税

(1) 警戒区域内住宅用地に代わるものとして取得した土地に対する特例

警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「警戒区域内住宅用地」といいます。）の所有者等が、当該警戒区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を、警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合には、当該取得された土地のうち当該警戒区域内住宅用地の面積に相当する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税について、取得後3年度分は当該土地を住宅用地とみなす措置を講じます。

(2) 警戒区域内家屋に代わるものとして取得した家屋に対する特例

警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「警戒区域内家屋」といいます。）の所有者等が、当該警戒区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を、警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日（当該家屋が当該解除された日後に新築されたときは、当該解除された日から起算して1年を経過する日）までの間に取得

した場合には、当該取得された家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税について、当該警戒区域内家屋の床面積相当分を対象に、取得後4年度分は2分の1、その後2年度分は3分の1を減額する措置を講じます。

- (3) 警戒区域内償却資産に代わるものとして取得した償却資産に対する特例
警戒区域設定指示区域内に所在した償却資産（以下「警戒区域内償却資産」といいます。）の所有者等が、当該警戒区域内償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を、警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に、一定の被災地域内において取得した場合には、その後4年度分の固定資産税の課税標準を価格の2分の1とする措置を講じます。

2. 不動産取得税

- (1) 警戒区域内家屋に代わるものとして取得した家屋に対する特例

警戒区域内家屋の所有者等が、当該警戒区域内家屋に代わるものと都道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」といいます。）を、警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日（代替家屋が当該解除された日後に新築されたときは、当該解除された日から起算して1年を経過する日）までの間に取得^{*}した場合には、警戒区域内家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする措置を講じます。

- (2) 警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地に代わるものとして取得した土地に対する特例

代替家屋の敷地の用に供する土地で、警戒区域内家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」といいます。）に代わるものと都道府県知事が認める土地を、警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得^{*}した場合には、対象土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする措置を講じます。

※ 地震・津波対策に対応した被災代替家屋の取得に係る特例及び被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例についても、平成23年3月11日からの取得を特例措置の対象とします。

3. 自動車取得税

- (1) 永久抹消登録等がなされた警戒区域内自動車に代わるものとして取得した自動車に対する特例

次のいずれかに該当する自動車で永久抹消登録等がなされたもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」といいます。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、当該対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと都

道府県知事が認める自動車を警戒区域設定指示が行われた日から平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を課さないこととします。

※1

- ① 警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの
- ② 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、当該警戒区域設定指示が解除された日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの※2
- ③ 警戒区域設定指示が行われた日から警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあった自動車で、当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの※2

※1 警戒区域設定指示区域内の自動車について永久抹消登録等がなされる前に、代替自動車を取得された場合には、当該代替自動車に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合には当該徴収金を還付することとします。

※2 使用済自動車の再資源化等に関する法律の対象となっていない自動車については、解除された日から2月以内に用途を廃止し又は9月以内に解体したもの

4. 自動車税

- (1) 永久抹消登録等がなされた警戒区域内自動車に代わるものとして取得した自動車に対する特例

対象区域内用途廃止等自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、当該対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと都道府県知事が認める自動車を取得した場合には、当該自動車に対しては、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を課さないこととします。

※ 警戒区域設定指示区域内の自動車について永久抹消登録等がなされる前に、代替自動車を取得された場合には、当該代替自動車に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分に係る自動車税の地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合には当該徴収金を還付することとします。

5. 軽自動車税

- (1) 自動車検査証の返納等がなされた警戒区域内軽自動車等に代わるものとして取得した軽自動車等に対する特例

ア 対象区域内用途廃止等自動車の警戒区域設定指示が行われた日における所

有者等が、当該対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（二輪のものを除きます。）を取得した場合には、当該軽自動車に対しては、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を課さないこととします。

イ 次のいずれかに該当する原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限ります。）及び二輪の小型自動車（以下「二輪自動車等」といいます。）で自動車検査証の返納等がなされたもの（「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」といいます。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を取得した場合には、当該二輪自動車等に対しては、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を課さないこととします。

- ① 警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあった二輪自動車等で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの
- ② 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して警戒区域設定指示区域内にあった二輪自動車等で、当該警戒区域設定指示が解除された日から2月以内に用途を廃止し又は解体したもの
- ③ 警戒区域設定指示が行われた日から警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあった二輪自動車等で、当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し又は解体したもの

ウ 次のいずれかに該当する小型特殊自動車で市町村長への申告書等の提出がなされたもの（「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」といいます。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が、当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を取得した場合には、当該小型特殊自動車に対しては、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を課さないこととします。

- ① 警戒区域設定指示が行われた日から継続して警戒区域設定指示区域内にあった小型特殊自動車で、当該警戒区域設定指示区域内にある間に用途を廃止したもの
- ② 警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示が解除された日までの間継続して警戒区域設定指示区域内にあった小型特殊自動車で、当該警戒区域設定指示が解除された日から2月以内に用途を廃止し又は解体したもの
- ③ 警戒区域設定指示が行われた日から警戒区域設定指示区域の外に移動させた日までの間継続して当該警戒区域設定指示区域内にあった小型特殊自動車で、当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し又は解体したもの

※ 警戒区域設定指示区域内の軽自動車等について自動車検査証の返納等がなされる前に、代替軽自動車等が取得された場合には、当該代替軽自動車等に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分に係る軽自動車税の地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合において

は当該徴収金を還付することとします。

6. その他

政府は、上記の措置に係る法律の施行後必要に応じ、東日本大震災の原子力災害の状況、原子力事業者による損害賠償の実施の状況等を勘案し、東日本大震災の原子力災害の被災者等に係る地方税の税負担軽減措置等及び東日本大震災の原子力災害に伴う地方公共団体の減収の補填の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じます。